

清水町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年清水町条例第2号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 2 (略)	(登録資格) 第2条 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき住民基本台帳に記載されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 2 (略)
(印鑑登録の抹消) 第10条 町長は、印鑑登録者について、次の各号の一に該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、 <u>旧氏</u> （ <u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記の変更により登録を受けている印鑑が第11条第1号に該当することとなつたとき。 (6)・(7) (略) 2 (略)</u></u>	(印鑑登録の抹消) 第10条 町長は、印鑑登録者について、次の各号の一に該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称（ <u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記の変更により登録を受けている印鑑が第11条第1号に該当することとなつたとき。 (6)・(7) (略) 2 (略)</u>
(登録できない印鑑) 第11条 町長は、登録申請された印鑑が次の各号の一に該当するときは、当該印鑑の登録を受理できない。 (1) 氏名、氏、名、 <u>旧氏</u> （外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）又は氏名、 <u>旧氏</u> 、通称若しくは氏名のカタカナ表記の一部を組合せたもので表していないもの (2)～(6) (略)	(登録できない印鑑) 第11条 町長は、登録申請された印鑑が次の各号の一に該当するときは、当該印鑑の登録を受理できない。 (1) 氏名、氏、名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）又は氏名、通称若しくは氏名のカタカナ表記の一部を組合せたもので表していないもの (2)～(6) (略)

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。